

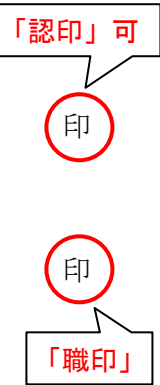
境界証明申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

埼玉県川越県土整備事務所長

申請者 住所 埼玉県川越市××〇丁目〇番地
氏名 〇田 〇男
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
代理人 住所 埼玉県川越市××△丁目△番地
氏名 土地家屋調査士 △川 △一
電話 △△△-△△△-△△△△



下記の土地と、貴職が管理する下記の土地との境界について証明願います。

記

1 土地の所在 (私有地)

川越市 (町・村) 〇〇 大字 △△ 字 ×× 番地

2 証明する土地

県(国)道名 川越 所沢 線 (号) (国有地・**県有地**)
一般河川名 川 (国有地・県有地)
普通財産名 線(川)の(廃道・廃川・廃堤)敷 (県有地)

境界証明書

川整第 号
平成 年 月 日

上記のことについて、別添図面(赤線で明示した部分)のとおり相違ないことを証明します。

埼玉県川越県土整備事務所長

(様式第9号の裏)

境界証明申請にあたっての注意事項

- 1 境界証明申請をされる方は、次の要件を具備しなければなりません。
 - (1)原則として申請地の所有権を有しているか又は所有権者から委任を受けていること
 - (2)未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって行い、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと
- 2 前記1(1)の委任の例は、おおむね次のような場合です。
 - (1)測量士・土地家屋調査士等に境界証明に関する事務を委任するとき
 - (2)共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき
 - (3)遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき
- 3 申請書は押印し、次の図書を添付してください。なお、(2)地図(公図)、(3)全部事項証明書(土地)、(5)戸籍謄本等の原本還付を希望する場合は、原本とその写しを各1部提出してください。原本と相違ないことを確認した上で、写しを受領し、原本を返却します。

- | | |
|----------------|--|
| (1)案内図 | 申請地周辺の状況が把握できるもので申請地を赤で示したもの |
| (2)地図(公図) | 不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の内容を法務局が証明したもの |
| (3)全部事項証明書(土地) | 申請地の <u>全部事項証明書(土地)</u> で申請日の3か月以内に交付を受けたもの |
| (4)委任状 | 委任者が押印したもの(境界証明に関する一切の権限を委任する旨の委任状) |
| (5)戸籍謄本等 | 申請者(代理人を選任している場合は委任者)が <u>全部事項証明書(土地)</u> の所有権者と一致しないときは、相続登記未了による場合には戸籍謄本等、その他所有権移転登記未了による場合には土地売買契約書の写し等、申請地の所有権者を明らかにする書類を添付してください。 |
| (6)その他参考資料 | 境界証明申請をする上で参考となる <u>申請地の実測図、古図及び地引図等の資料があれば添付してください。</u> |

4 提出部数 2部

5 問い合わせ先 川越県土整備事務所 管理担当
所在地 川越市旭町2丁目13-6
電話 049-243-2021